

広報

YAME

やめ

【今月の主な内容】

6月は「環境月間」6月5日は「環境の日」	2～5
「高齢者向け給付金」の申請受付を行っています	6
第4次八女市男女共同参画行動計画が策定されました	14
平成28年度 市県民税について	16～17

梅シーズン到来!

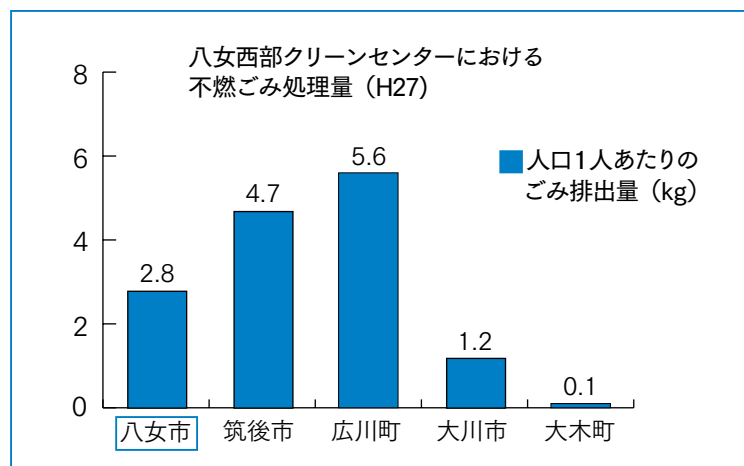
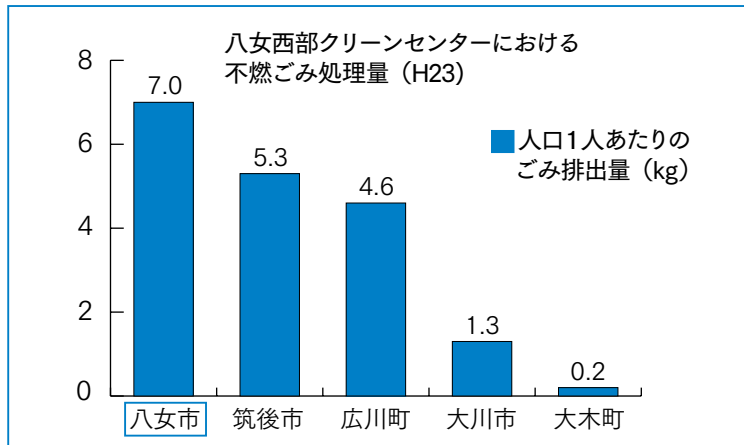
県内有数の生産量を誇る立花町谷川の梅園で5月12日(木)、小梅の初収穫が始まりました。この日摘んだ梅は赤く色付く「光陽」という品種。今年の生育は平年並みで品質は良好です。小梅の収穫は6月初旬まで、大梅の収穫は7月上旬まで収穫出荷されます。

2016(平成28年)
No.1093

6

6月は「環境月間」 6月5日は「環境の日」

環境基本法において、「事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める」という目的で、6月5日を「環境の日」と定めています。「環境の日」には、少しでも「身近な環境」と「ごみ」のことに目を向けてみませんか。



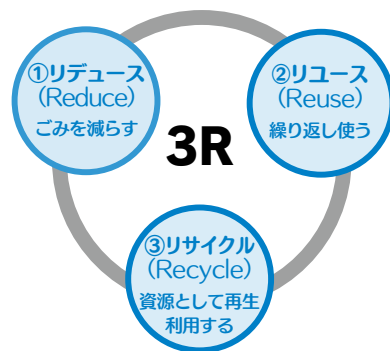
ごみの減量に向けて
リサイクルを推進しましょう

平成26年度から「小金属類」「スプレー缶」「小型廃家電」の分別に取り組み、近隣市町でも突出していた不燃ごみを、大幅に減量（資源化）することができました。（グラフ参照）。しかし、捨てられるごみの中には、資源として再利用できる、びん類・缶類・紙類・ペットボトル等の「資源ごみ」や、まだ使えるような品物も多く捨てられています。不用品をごみとして出す前に、資源ごみが含まれていないか、リサイクルできる品物がないか、もう一度確認をお願いします。◎限りある資源を有効に使うため、また物を大切に使う心育てるためにも、3Rに取り組みましょう。

**野焼きは原則禁止
されています！**

ごみを自宅や畑で燃やして処分する、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止され、違反者に対しては、罰則も設けられています。

農作業やほつけんぎょう等の行事など「焼却禁止の例外」の場合でも生活環境への配慮が必要です。近隣の人から「悪臭がする」「煙で洗濯物が干せない」といった苦情が出ないように心がけましょう。



3Rとは、リデュース (Reduce: 減らす)、リユース (Reuse: 繰り返し使う)、リサイクル (Recycle: 資源として再生利用する) の英単語の頭文字3つのRを指します。

3Rに取り組みよう

燃えるごみのお出し方には「マナー」があります

燃えるごみステーション(集積所)をみんなが気持ちよく利用できるように心がけましょう。

- 1 生ごみは、水切りをしてできるだけ袋の中心に入れましょう。
 - 2 収集日以外や収集日の前日からのごみ出しは、控えましょう。
 - 3 ネットのある燃えるごみステーションでは、ネットをきちんと掛けましょう。
 - 4 そのごみに資源は混じっていませんか? ペットボトル・トレイ・古紙・古布類は再生できます。また、びん・缶・燃えないごみ等は燃えるごみステーションに出せません。
- ※3月に配布した「ごみ出し日程表」(カラー刷り)を見ていただき、燃えるごみの収集日の確認や資源ごみの分別にご協力ください。



犬の『フン』は持ち帰りましょう。

野良猫に『えさ』を与えないで!

●道路や公園などで犬の『フン』を踏みつけたことはありませんか。その日の気分は台無しです。落ちていく犬のフンの多くは散歩時に一部の無責任な飼い主が持ち帰らなかったことが原因です。きちんと持ち帰っている飼い主までが偏見などで迷惑します。フンは必ず持ち帰りましょう。

●「かわいそうだから、かわいから」という理由だけで、安易にエサを与えないでください。野良猫が住みついて繁殖するなどして、被害を拡大させる原因となります。(併せて、飼い猫のトイレのしつけもお願いします)。

無許可での不用品(ごみ)回収行為にご注意を

空き地を利用して不用品(ごみ)を回収する行為や、軽トラックなどで町内を巡回し不用品を回収する行為には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。これらの行為者の大半は無許可で営業しているのが実態です。家庭の廃棄物(ごみ)は「一般廃棄物」ですので、特に業者が、消費者に回収料金・処分料金(代金)を求めたことは違法です。もし、業者から代金を求められた場合は、引き渡しを断り、環境課までご連絡ください。

なお、八女市では、不用になった金属および家電製品の資源化を推進しています。これを処分される際は、各行政区の資源ごみ

置き場をご利用いただくか、八女西部クリーンセンターで適切に処理してください。また、自転車、ガステーブル、電子レンジなど大型の廃家電や金属製品は八女市役所本庁舎で引き取ります。引き取りに係る費用は発生しません。(持込受付は平日8時30分から16時まで)

これらの再資源化により発生した売却益は、市に受入れを行い、ごみ処理に要する経費の貴重な財源として活用させていただいています。ただし、テレビ・冷蔵庫・エアコン・室外機・洗濯機・衣類乾燥機は「家電リサイクル法」の対象品目ですので、家電販売店にて処分をお願いします。

不燃ごみ・資源ごみ置場設置事業補助金

環境衛生協議会では、行政区における不燃ごみ・資源ごみ置場の設置または改築に要する費用の一部を助成しています。

●対象 II 行政区が設置または改築し、管理する不燃ごみ・資源ごみ置場であること。※過去3年以内に設置または改築を行い、一度補助金を受領している場合は、対象外となります。

●補助金額 II 1か所につき設置費の3分の1以内(限度額は下

表のとおり)

《申請に必要なもの》

- ①ごみ置場の平面図・立面図(工事内容が分かるもの)
- ②見積書(工事の金額明細が分かるもの) ※事前に工事着手された場合は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。
- 問い合わせ II 八女市環境衛生協議会事務局(八女市役所環境課) ☎23・1462

内容	限度額
不燃ごみ置場のみの設置・改築	50,000円
資源ごみ置場のみの設置・改築	100,000円
不燃ごみと資源ごみ置場を併用する設置・改築	100,000円

浄化槽の設置に補助金を交付します

小魚が住める清らかな小川を少しでも増やすためには、環境汚染の7割といわれる生活排水を浄化していくことが重要です。

浄化槽は、し尿と共に生活雑排水（台所、風呂および洗濯排水）を生態系に負担をかけない程度まで浄化する優れた設備です。この浄化槽の普及を促進するため、設置者（下水道認可区域および共同住宅等を除く）に対し補助金を交付しています。

優れた設備ではありませんが、管理を怠るとその効果はなくなってしまうます。管理については、次の二つのことが重要です。

① **保守点検** 浄化槽保守点検業者と委託契約して定期的な点検する。

② **清掃**（年1回以上）

市の許可を受けた業者と委託契約して実施する。

浄化槽の点検と清掃は法律でも義務づけられており、罰則もあります。清らかな流れのふるさとを守るために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

補助金の額について

下水道認可区域を除き、国庫基準額に基づき、上の表の額を限度として

5人槽	7人槽	10人槽
332,000円	414,000円	548,000円

補助金を交付しています（集合住宅・店舗・事務所を除く）。

浄化槽は「生き物」です

浄化槽は、微生物の働きで汚水を処理する施設であり、私たちに快適な生活をもたらしてくれくれます。そのため、浄化槽を正しく使わないと河川や海などを汚す原因となり、悪臭の原因ともなります。

● 浄化槽は正しく使用しましょう！

- ① プロワの電源は切らないでください。
- ② 天ぷら油や野菜くずなどは流さないでください。
- ③ 保守点検・清掃は定期的に行ってください。

● 法定検査を受けましょう！

浄化槽を新しく設置した場合は、使用開始の直前に1回目の保守点検を受け、使用開始から3か月を経過した日から5か月の間に、本来の性能を有しているかどうかを確認するための法定検査の受検が義務付けられています。

また、すべての浄化槽には、定期的な保守点検や清掃に加え、浄化槽の保守点検や清掃などが適正に行われているかどうかを確認するための第三者機関（県知事の指定検査機関）による法定検査受検が年1回義務付けられています。

河川の汚濁の主な原因は、家庭から浄化されずに流される台所、洗濯、風呂水等の生活排水です。これらの排水に気をつけていただくとともに、下水道への加入と浄化槽の設置について、ご協力をお願いします。また、単独処理浄化槽を設置されている家庭も、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

(単位:mg/ℓ)

地区名	旧八女市地区											
	山の井川					花宗川				中の井川		
河川名	山内	黒土	豊福	大島	室岡	下津江	高塚	大の井手(上稲富)	前古賀	北馬場	納楚	下稲富
測定地点												
5～9月	0.8	1.0	17.0	1.5	2.2	1.4	2.3	2.4	2.6	14.0	2.1	11.0
10～4月	1.1	1.2	11.0	1.4	2.0	1.3	2.8	2.0	1.9	9.4	1.3	15.0

※旧八女市地区の表の数値は、BOD（水の汚れの程度を示す単位。数値が大きいほど汚れた水）を示します。環境基準は、通水期（5月～9月）は3mg/ℓ以下、停水期（10月～4月）は5mg/ℓ以下が目標です。表の数値は、年間検査集計の75%値です。

地区名	黒木地区					立花地区									
	剣持川	笠原川	田代川	矢部川	中原川	白木川		大倉谷川			辺春川			柳川用水	
河川名	古賀橋付近	中学橋付近	唐干田橋付近	釜屋宮付近	花宗溜池	山下橋	合ノ原橋	川原田橋	城ノ下橋	紅葉橋	山中橋	中島橋	社日橋	眼鏡橋	
測定地点															
8月	0.5未満	0.9	0.6	0.7	3.2	0.6	0.7	1.0	0.7	1.0	0.5	0.8	1.1	0.6	
2月	0.6	1.2	1.0	1.0	1.4	1.1	1.7	1.4	1.8	2.3	1.0	1.0	1.5	0.5	

地区名	立花地区	上陽地区					矢部地区					星野地区	
	鳴竹川	広川	下横山川		横山川	星野川		柏木川	矢部川	椋鶴川	御側川	星野川	
河川名	袖ノ木付近	耳納大橋付近	市道下横山線沿い	市道黒岩線沿い	藤木区消防道路付近	北川内公園付近	半沢区堰	西園付近	所野広場付近	神ノ窟付近	稗田付近	十籠交差点付近	年の神橋付近
測定地点													
8月	0.5	1.2	0.8	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5未満	0.6	0.6	1.6	0.7	3.4
2月	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.7	0.8	0.6	0.7	0.7	1.0

※黒木地区、立花地区、上陽地区、矢部地区および星野地区の表の数値は、BODの実測値です。これらの地区の河川の環境基準値は、2mg/ℓ以下です。

平成27年度 八女市の河川の水質の状況

光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5)についてお知らせします。

◎光化学オキシダントとは

本年も光化学オキシダント濃度が上昇する時期(概ね3月~8月)に入っています。光化学オキシダントは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成された有害な物質です。この物質によるスモッグを光化学スモッグといい、ある濃度以上になると目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあります。

●光化学オキシダント注意報等のお知らせ方法

高濃度のオキシダントが発生した場合、福岡県が市町村毎に注意報等を発令します。八女市に注意報等の発令が行われた場合は、速やかにFM八女の斉放送でお知らせします。また、注意報が解除された場合も同様にお知らせします。

●注意報等発令時の行動の目安

外出は控え、屋外での作業や運動はやめて、家の中に入りましょう。目や喉に刺激を感じたときは、洗顔やうがいをし、室内で安静にしましょう。症状がひどい場合は、医療機関を受診してください。

●被害を受けたら

環境課もしくは各支所まで連絡をお願いします。

◎微小粒子状物質 (PM2.5)とは

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル以下の非常に小さな粒子のことです。PM2.5は、物の燃焼等によって直接排出されるものと大気中の化学反応により生成されたものがあり、その成分には炭素成分、硝酸塩、硫酸塩などの無機元素などが含まれます。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件等によって組成も変動します。粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

●PM2.5に係る注意喚起のお知らせ方法

PM2.5の濃度が、注意喚起のための暫定的な指針値である日平均値70マイクログラム/m³を超えると予測される場合に、福岡県が注意喚起を行います。注意喚起の判断は、福岡県が早朝と午後の早い時間に行います。福岡県が筑後地域に注意喚起を行った場合、速やかにFM八女の斉放送でお知らせします。また注意喚起が解除された場合も同様にお知らせします。

●注意喚起時の行動の目安

不要な外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。換気や窓の開閉を最小限にし、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしましょう。特に呼吸器系や循環器系疾患のある方、小さいお子様やご高齢の方は、体調の変化に注意しましょう。

◎注意喚起や注意報等発令情報の入手方法

福岡県の防災情報等メール配信システム(防災メールまもるくん)に登録いただくと、光化学オキシダント注意報発令等やPM2.5注意喚起の情報が配信されます。登録は、携帯電話やスマートフォンでmamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jpに空メールを送信するか、下記のQRコードを読み取って行うことができます。また、大気汚染の情報が公表されている福岡県のホームページに、八女市のホームページからリンクをはっていますのでご利用ください。

●問い合わせ=環境課環境保全係
(☎23・1462)



QRコード

「生ごみ減量のための「生ごみ処理器」購入補助金



市および環境衛生協議会では、生ごみ減量のために生ごみ処理器(機)の購入費の一部を助成しています(下表参照)。

▼申請時に必要なもの

①②の場合

購入価格から補助金額を差し引いた代金と印鑑(申請時、窓口において差引補助)

③の場合

購入した電気式生ごみ処理機の領収書、保証書(販売店の記載が必要)、奨励金振込口座通帳(コピー可)、印鑑

▼補助金・奨励金申請の問い合わせ

▽環境課(☎23・1462)
▽黒木支所市民生活福祉課(☎42・1463)▽立花支所市民生活福祉課(☎23・4933)▽上陽支所市民生活福祉課(☎54・2218)▽矢部支所市民生活福祉課(☎47・3111)▽星野支所市民生活福祉課(☎52・3113)

は臭いを伴いますので、設置に際しては周辺住民の迷惑にならないよう配慮をお願いいたします。

種類	内容	価格	補助金額
①コンポスト	畑据付型	7,066円	2,000円
②EMバケツ	バケツ型	2,060円	1,000円
③電気式処理機	屋外・屋内設置型	購入価格	購入価格の2分の1(奨励金)

※③奨励金の額は、1台につき15,000円を限度とします。



「緑のカーテン」にチャレンジしませんか?

市役所本庁南側1階に、今年も緑のカーテン(9年目)を設置し、地球環境に優しい環境保全型家庭菜園のモデルとして取り組みます。つる性植物を利用した「緑のカーテン」は、熱エネルギーの遮断効果、葉の気孔からの水分蒸散により、日差しや騒音を和らげてくれるだけではなく、室内温度の上昇も抑える効果などがあると



ルギーの遮断効果、葉の気孔からの水分蒸散により、日差しや騒音を和らげてくれるだけではなく、室内温度の上昇も抑える効果などがあると

いわれています。

また、エアコンの省エネ効果と、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素削減にささやかながら貢献できます。

たかが植物と思われがちですが、真夏にじりじりと照りつける肌を刺すような太陽の日差しも、ちょっとした木陰が心地よく感じられるように、植物ならではの効果があることが、過去の実績から証明されています。

この緑のカーテンの設置により、室内のエアコン設定温度を、数℃上げることが可能となります。

「ニガウリ等」のつる性植物を植えて、強い日差しを遮断し、涼しい風情をつくりだす「緑のカーテン」にチャレンジしてみませんか。

「高齢者向け給付金」の 申請受付を行っています



「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者を支援するために、「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を給付します。

【給付対象者】

平成 27 年 1 月 1 日に八女市に住民票があり、
平成 27 年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない人のうち、
平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる人（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた人）

【給付額】

1人につき30,000円

【申請方法】

「高齢者向け給付金」を受け取るには申請が必要です。
対象になる可能性がある人（世帯）には、5月13日に申請書を発送しています。
該当される人は、原則として**郵送による申請**をお願いします。
※詳しくは、申請書同封チラシや八女市ホームページをご覧ください。

【申請期間】 5月16日(月)～8月16日(火) ※消印有効

【申請先】 八女市臨時給付金担当 ☎ (0943) 24・8091 / 24・8092

※郵便での提出が困難な場合、次の窓口で受け付けます。

庁舎	受付窓口	窓口受付期間	受付時間
本庁	207会議室 (本庁南庁舎2階) 「臨時給付金担当」窓口	5/16(月)～8/16(火)	平日9時～17時15分 (土・日、祝日を除く) ※6月中の水曜日は9:00～19:00
各支所	市民生活福祉課窓口		平日9時～17時15分 (土・日、祝日を除く)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください!!

- ▼市・県・国などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ▼ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ▼「高齢者向け給付金」のために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ▼ご自宅や職場などに市・県・国などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりしたら、迷わず八女市臨時給付金担当や最寄りの警察署にご連絡ください。

児童手当の「現況届」は忘れずに



児 児童手当を受けている人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。

現況届を提出しないと、6月分以降の手当を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。「現況届」は、子育て支援課から6月13日(月)に発送します。内容を確認後に押印し、必要な書類を付けて、切手を貼って返送してください。

※現況届は市役所本庁や各支所へ直接持参することもできます。

●受付期間 6月15日(水)から6月30日(木)までの間に同封の返送用封筒に切手を貼ってお送りください。

※受付期間中に持参する人は、八女市役所子育て支援課または各支所市民生活福祉課に平日の9時から17時15分までにお越しください(本庁では、水曜日のみ19時まで受付できます)。

●添付するもの ①受給者(父または母、扶養義務者)の健康保険証の表面の写し

②受給者が児童と別住所の場合は、別居監護申立書(児童が八女市外の場合は児童の世帯の住民票謄本が必要です)。

③受給者が平成28年1月2日以降に八女市に転入した場合は、受給者と配偶者の前住所地の平成28年度所得課税証明書(平成27年分)。

※父母のうち所得の高い人が受給者になるため、平成27年中の所得で受給者の変更がある場合は手続きのため来庁していただくことがあります。

※公務員は、勤務先にお問い合わせください。

●問い合わせ 子育て支援課 とも家庭係

(0233・1351)

後期高齢者の皆さん



年に1度は健康診査を受けましょう

500円

後

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。被保険者全員に、4月下旬に受診票とお知らせを送付しています。

●受診対象者 被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病(※)の治療を受けている人などは対象者となりません。

※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症その他の疾病で、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

●受診期間 平成28年4月下旬～平成29年3月31日(年一回)

●受診票の送付時期 (ア)平成28年4月末現在で被保険者の人

……4月下旬に送付しています

(イ)平成28年5月以後に被保険者となる人……被保険者となる月(75歳の誕生日など)の上旬

●受診時の自己負担金 一人500円

●受診の方法 健康診査実施の医療機関(左表参照)で個別に予約のうえ受診してください。八女市外での受診を希望され医療機関がわからない場合は、お問い合わせください。

●問い合わせ

▽福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター (092・651・3111 / 092・651・3111 / 092・651・3901) <http://www.fukuoka-kouki.jp/>

▽八女市役所 市民課 公費医療係 (0233・1117 / 0233・3737)

地域	健康検査実施機関	住所	電話番号
八女	黒岩外科医院	本町	23・2858
	山田医院	本町	23・4853
	藤本産婦人科小児科	本町	23・2733
	井上クリニック	本町	30・2020
	東医院	本町	23・5212
	三浦医院	本町	23・3928
	江上内科クリニック	本町	24・0113
	池田レディスクリニック	本村	23・5555
	吉山クリニック	稲富	30・2200
	公立八女総合病院	高塚	23・4131
	大内医院	酒井田	24・1398
	城戸医院	鶉池	23・5303
	吉田胃腸内科医院	室岡	23・3806
	なかしま胃腸科	蒲原	25・6200
	富田クリニック	蒲原	24・4810
	麻生医院	宅間田	23・5800
	八女リハビリ病院	吉田	23・7272
	中野内科循環器科	吉田	25・3010
	柳病院	吉田	23・2176
	戸次循環器科内科医院	馬場	22・3100
	草場内科循環器科医院	納楚	23・5171
	下津浦医院	津江	22・2564
	川崎病院	津江	23・3005
八媛病院	本	22・4176	
ごんどう内科クリニック	山内	23・3010	
上陽	後藤内科医院	北川内	54・2221
	しばた医院	北川内	33・7373
立花	みやざき内科	谷川	37・0008
	迎春診療所	上辺春	36・0010
	中村内科医院	谷川	37・1601
	岡村医院	北山	23・2770
黒木	林医院	山崎	23・5557
	今村循環器内科	本分	33・2115
	富田医院	黒木	42・0173
矢部	クリニックくろぎ	今	42・0887
	矢部診療所	矢部	47・2700
星野	山口医院	十籠	52・3131



「いただきまーす」
福島小学校1年生の給食の時間。
みんなおいしそうに給食を食べています。

八女市を愛しふるさとに誇りを持つ子どもたちを育む

八女市教育委員会は、県下の市町村に先駆けて平成16年に「八女市教育の日を定める条例」を施行して以来、八女市を愛しふるさとに誇りを持つ子どもたちを育むために、さまざまな取り組みを行っています。

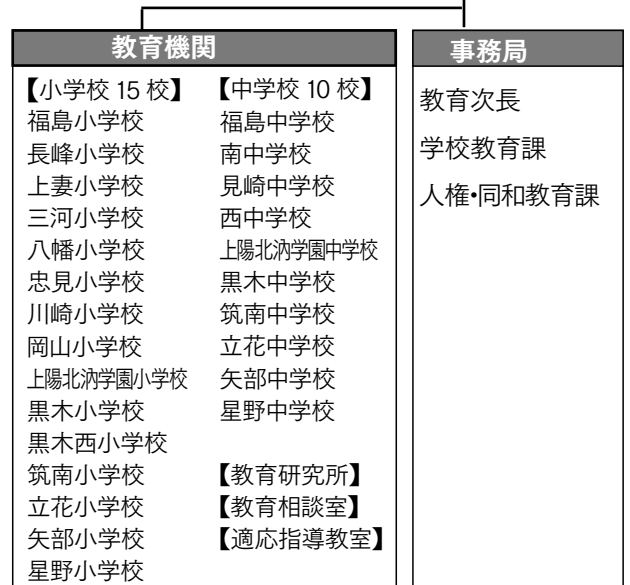
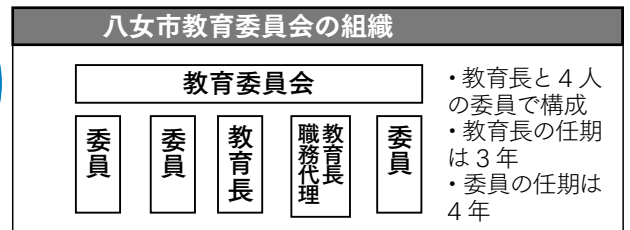


前列右から 内藤教育長職務代理、西島教育長、金ヶ江委員
後列右から 山崎委員、加藤委員

教育委員会の紹介

平成28年度から、新しい教育委員会制度へ移行しました

八女市教育委員会の組織は、平成28年度から教育委員長と教育長を一本化した新しい教育委員会制度へ移行し、教育行政の運営を行っています。また、平成27年度には、市長が主宰する総合教育会議（市長と教育委員会がメンバー）を設置し、「八女市教育大綱（5か年計画）」の策定を行いました。今後は、教育委員会事務局と市長部局の一層の連携を図ってまいります。今後も、市民の皆さまには、本市教育や子どもたちの成長に一層の関心をお寄せいただければ幸いです。



八女市で行っているさまざまな取組の一部をご紹介します

副読本「八女ふる里学」
で八女のおよさをみつける

八女市の自然や文化・歴史・産業などをまとめた「八女ふる里学」を作成し、平成27年度から、全小学校の3年生以上を対象に年8時間以上の授業を実施しています。

「八女ふる里学」作成の目的

八女の自然、歴史、産業、祭



A4判、本文141ページ

教育環境の整備と入学時の保護者負担軽減

平成25年度には、子どもたちが夏季や冬季においても充実した学習が行えることを目的に、小中学校すべての普通教室に空調設備（エアコン）を整備し、平成26年度から本格稼働しました。

平成27年度からは、新入学時の保護者の負担軽減を目的に、入学祝金（小学校1年3万円、中学校1年5万円）の支給をスタートしています。

学校2学期制により授業時間数を生み出し、きめ細やかな指導を

学習指導要領の改訂により小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から授業時間が増えました。そこで八女市では平成25年度から市内全小中学校で学校2学期制を実施しています。学校2学期制を導入することにより、始業式や終業式の回数を減らし、学校行事を含め学校教育全体を見直し夏休みを短縮することで、年間の授業時間を確保しています。

各学校では、2学期制の導入による時間的・精神的なゆとりを生かし、児童生徒の実態にあったきめ細やかな指導を行うとともに、授業や計画を常に見直すことにより、確かな学力の向上を目指していきます。

郷土の先人などに関する学習を深め、自らのテーマを設定しながら学びを進める中で、八女のおよさを見つけ、ふるさと八女に対する誇りと愛情を育むことを目的とした学習です。また、身近な「ひと・もの・こと」を材料とした探求的な学習を仕組むことで、子ども達の学習意欲を喚起し、様々な知識を複合的に活用する能力を育成する学習です。

内容

各学年の内容に沿って学習します。

▽3・4年生：八女市の様子、農業、伝統工業、祭、地域お

こし等

▽5年生：八女の林業、句碑・文学碑・石橋と棚田、教育、芸術・文化等

▽6年生：古代の八女、南北朝時代の八女、江戸時代から近代までの八女、第二次世界大戦と八女、これからの八女を考えよう、未来の八女市をえがいてみよう等

次に自分の校区にある「ひと・もの・こと」について調べるテーマをみつけ、個人やグループで探求的に学習を進め、まとめとして、学習発表会等で友達や家族等に学習成果の発表を行います。

「八女茶学」で八女茶の歴史や文化を学び、味わう

八女茶の歴史やお茶の淹れ方などをまとめた「八女茶学」読本とダイジェスト版を作成し、それをもとに「お茶の淹れ方教室」を平成25年度から全中学校で実施しています。

「八女茶学」作成の目的

八女市合併の目玉の一つである観光事業のコンセプトは、「茶のくに八女・奥八女」です。未来を担う八女市の児童生徒が八女茶の歴史や文化を学び、八女茶を味わい体



A4判、30ページの「八女茶学」

験することを通して、郷土へ親しみを持つ、豊かな人間性を育んでもらいたい、その一助として作成しました。

八女茶学のねらい

八女茶の歴史、お茶の効能や生産農家の働き、おいしいお茶の淹れ方などの講話や体験を通して、お茶の淹れ方の基礎を身に付けると共に八女茶のおよさを学びます。

お茶の淹れ方教室の内容

▽「八女茶学」ダイジェスト版を使って、八女茶について学びます。八女茶の歴史と現状、栽培方法、種類、効能など。

▽インスタクター等の指導により、おいしいお茶の淹れ方を学びます。

指導時間と対象学年

50分〜100分。対象学年 中学1年生（学校の都合により他学年でも行う場合があります）

平成28年度教科書展示会について

平成28年度に使用している教科書見本を、次の会場にて展示しています。

【八女市立図書館 本館】

- 期間=6月17日(金)~
- 時間=▽平日 10時~20時
▽土・日・休日 9時~18時
- 休館日=月曜日、毎月最終金曜日、年末年始

●展示種別=小・中学校

【南筑後教育事務所】

- 期間=6月17日(金)~
- 時間=8時30分~17時15分
- 休館日=土・日・祝日・年末年始
- 展示種別=小・中・高等学校

このページに関する問い合わせ
学校教育課 (☎ 23・1954)

小さい声は大きな力になる

八女筑後看護専門学校の取り組み

私たちが心豊かに生活をしていくためには、「相手を思いやる」「相手の立場に立つて行動する」という人権感覚を持つことが大切です。それは人権についての学びから生まれます。今回は学校独自の取り組みとして、人権セミナーを実施している八女筑後看護専門学校（八女市本村）の4人の先生に話をうかがいました。



右から小山田美智子副学校長、高治智美教務主任、田中恵子教務主任、安藤明美事務主任

心の声を聞きとれる看護師に

人権セミナーは、新年度の講義や実習が始まる前に、全学生と全職員を対象として実施しています。学生には、医療について学ぶ以前に、相手の立場を思いやり行動できる人に

育てて欲しいと思っています。また教員や職員も、自分の人権感覚を見つめ直すこの機会をとっても大切にしていきます。今年度は、170名の学生と14名の職員が受講しました。医療の現場では、病気を患った方



今年度はハンセン病問題と人権について受講しました

や体の機能を失った方を相手にすることが多くあります。そのような場で人権について学びを深めておかないと「気の毒」「かわいそう」と思ったり、間違った知識や認識による応対で相手の心を傷つけてしまったりすることがあります。人としての尊厳を守ることが、医療現場では特に大切なことだと捉えています。自分の思いや意思を声に出せない患者さんや前にしたとき、心の声を聴き取って自然と丁寧な言葉遣いや心配りのできる看護師になつて欲しいと思います。この心配りは患者さんやご家族の安心にもつながっていきます。

豊かな感性を持った看護師を目指して

本校では、『大きい声は耳に聞こえない小さい声はこころにきこえる』を教育理念としています。この理念は、相手の心に寄り添う豊かな感性を持った人材を育てることを目標としています。人権セミナーだけでなく、すべての講義、実習において豊かな感性を育て、医療現場で活躍できる人材を送り出したいと思っています。

今年度のセミナーを受講した学生さんの感想を紹介します

● 無知・無理解は偏見を生み、人の心を傷つけてしまうことを学びました。自分の行動を常に見直していきたいと思いました。



真剣にセミナーを受講する学生たち

● いろんな差別や人権問題を無くしていくには、正しく知ることと差別を受けている人々の気持ちを理解する姿勢が大切だと思いました。

● 人間の根本にある差別意識を完全に取り除くことはできないので、繰り返し人権についての研修を受ける必要性を改めて感じました。

人権・同和教育課では、市内の学校への出前授業、事業所や公民館などの講座開催に対する講師として職員を派遣しています。お気軽にご相談ください。

● 問い合わせ 人権・同和教育課 (☎23・2074)

6月の
横町町家
交流館の
催し



石野物語

ながのいしものがたり

長野石は八女市長野周辺で産出される石で、約9万年前に阿蘇山の噴火による火砕流が八女まで流れてきて堆積してできた凝灰岩です。それほど硬く加工しやすい石のため、古墳時代の石人・石馬から石橋、鳥

居、石燈籠など、古代からこの石を使った石製品が生活に溶け込んできました。

今回、横町町家交流館では石工の話や長野石に関するあれこれを展示します。身近な所にある長野石に再発見があるかもしれません。どうぞご覧ください。

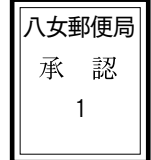
- 期間 6月2日(木)～6月26日(日)
- 会場 八女市横町町家交流館
- 問い合わせ 同館 ☎23・4311

※横町町家交流館駐車場の閉鎖に伴い、車で来館される方は市役所駐車場か八女伝統工芸館駐車場をご利用ください。

キリトリせん

郵便はがき

料金受取人払



8 3 4 - 8 7 9 0

差出有効期限
平成29年6月
30日まで

〈受取人〉

八女市本町647番地

(切手不用)

八女市長 行



8 3 4 8 7 9 0

7

キリトリせん

《回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。》

ご住所			
(フリガナ) お名前			
年齢	歳	(性別) 男・女	☎

あなたの声を届けてください！

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。なお、市の事務と関係のないものについては回答しておりませんので、ご了承ください。

○市長室直通ファクスも市内からは無料でご利用いただけます。
0120・24・4554 (フリーダイヤル)

八女市黒木町出身
黒木瞳さんが
映画監督に
初挑戦！



ベストセラー小説を映画化！堅物弁護士と天才詐欺師。二人の女性が織りなす、涙と笑いの人生リセット・エンタテインメント

映画 嫌な女 6/25日公開

T・ジョイ久留米、T・ジョイ博多などで上映

主演 吉田羊／木村佳乃

監督 黒木瞳

原作 桂望実「嫌な女」

前売券 1,400円 一般 1,800円

※ファーストデー、レディースデー、シニア、夫婦50割引など各種割引、上映時間などはホームページでご確認ください。

T・ジョイ久留米 検索

《ストーリー》仕事も結婚生活もうまくいかず、孤独を抱えた日々を過ごしている弁護士石田徹子(吉田羊)。ある日、徹子のもとに婚約破棄で慰謝料を請求されている小谷夏子(木村佳乃)が尋ねてくる。二人は同じ年の従姉妹だった。以来、徹子は夏子に振り回されて…



黒木瞳監督からのメッセージ

八女の皆さまこんにちは。徹子と夏子を通して見えてくる人生の風景、人と人との絆、そして、誰にでも訪れる老い。それでも、“人生捨てたもんじゃない”と思わせてくれる爽やかな感動を、映画を通して感じてください。私が監督に初挑戦した作品をぜひご覧ください。

地震から身を守るために

八女消防本部

4

月14日・16日、熊本県を震源とする震度7の地震が発生しました。この地震で、倒壊建物の下敷きになるなどの被害が発生しています。熊本地震での教訓を活かし、地震対策を万全にしておきましょう。

日頃から準備しておくもの

- ▼ 非常持ち出し品を準備する(非常食、懐中電灯、カセットコンロなど)
- ▼ 家具の転倒防止措置を行う。
- ▼ 緊急時の避難場所を確認しておく。

地震発生後に取るべき行動

- ① 地震発生直後(地震発生し揺れがおさまるまで)
- ▼ 転倒の恐れのある家具から離れ、机など丈夫なもの下に隠れる。

慌てて外に飛び出さない。
▼ ドアや窓を開けて出入口を確保する。
② 揺れがおさまったら

- ▼ 火元の確認、火の始末をする。
- ▼ 靴を履く。(ガラスなどでのケガ防止)
- ▼ 非常持ち出し品を用意する。
- ▼ テレビやラジオなどで正確な情報を掴む。
- ▼ 周囲の安全を確認し、近所の安全確認をする。

地震発生後の数日間には水や食料が不足することに加え、電気やガスの供給も途絶えてしまいます。最低でも3日分の生活品は備えておきましょう。また、自分だけでなく、隣近所で助け合い、協力しましょう。



災害に便乗した詐欺・悪質商法にご注意ください！

災害が発生して間もなく、災害を話題にした詐欺や悪質商法が発生しています。災害の記憶が新しく、不安な毎日につけ込む悪質な勧誘には、十分気をつけてください。

をすることができます。

●耐震補強などの家の工事

「次に大きな地震が来たら大変なことになるから、今のうちに補強工事をしましょう」と急がされて工事を契約したという事例も多数あります。その工事内容も必要かつずさんで高額だったというものもあります。「行政の補助が必ず出るから」「地震保険金が出るから……」など無料で工事することができると言いつつ、その時点で確実ではないことをうたい文句に勧誘する事業者も確認されています。ウソを言いつつ契約を急がせる行為は、法律で禁止されていますし、契約を取り消すことができます。また、訪問販売によつて契約してしまつても、同じくクーリングオフをすることができます。このような災害に便乗してくる悪質な詐欺師や悪質業者は、特に注意が必要ですから、一人で解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口にご相談ください。

「被災地に贈る衣服など、不用なものを買い取る」などと言って、買い取りの勧誘として用いられる可能性もあります。高価な品物を安く見積もつてだましとる、という事例が発生しています。訪問買い取りは、消費者からの要請がないかぎり、自宅に來訪して勧誘することは法律で禁止されています。また、買い取つてもらった後クーリングオフ（無条件解約）

ますので、今回の災害でも起こる可能性は十分にあります。募金したいならその団体を十分に知っておく必要があります。

●訪問買い取り

「被災地に贈る衣服など、不用なものを買い取る」などと言って、買い取りの勧誘として用いられる可能性もあります。高価な品物を安く見積もつてだましとる、という事例が発生しています。訪問買い取りは、消費者からの要請がないかぎり、自宅に來訪して勧誘することは法律で禁止されています。また、買い取つてもらった後クーリングオフ（無条件解約）



義援金詐欺は、東日本大震災のときにも起こっていました。

キリトリセン

ご意見記入欄

(八女市広報H 28.6)

黒木町くすの実俳句会

若草や国土緑化の切手貼る 吉泉守峰
春めくといふひとことの心地よき 松尾満留美
師を偲ぶ一人静といふ句帳 寺田睦子
一幅の絵となる夜半の落椿 松尾アサ子
をぞましき誘拐犯や春寒し 青木早弓
柿若葉ひと葉ひと葉に雨雫 野崎万智子
春風に波浮くるたび鯉泳ぐ 東野蓉子
桜路ゆ有明海の入日かな 山本光子
骨の家蘆が角ぐむ被災川 吉泉守峰
葉桜の木漏れ日の下ペーカ一 中村境子

上陽町陽泉俳句会

目に青葉鳥の鳴くらむ朝散歩 堤多鶴子
地震荒び爛漫の春覆す 中川原篤子
遠目にも一際めだつ山桜 松延みさと
突然の地震におののく春寒し 松崎伸子
風光るいわ井の陵の人馬石 牛島景子

八女紫苑句会

風揺れてはだれ桜は地を掃けり 荒川ミヤ子
高菜切りむすでに結びし母のこと 大坪延子
葉桜となればゆるりとページ繰る倉ノ下和代
桜若葉甘き匂ひを散らしけり 大坪清香
葉桜や過ぎし賑はひ偲びをり 城後正子

キリトリセン

1. 広報紙またはホームページ（掲載可・掲載不可）

どちらかに○を付けてください。「掲載可」に○を付けられた場合は、個人が特定されることがないよう個人情報の取り扱いに十分注意し、広報紙または八女市ホームページに掲載する場合があります。ご記入のない場合は掲載不可と判断します。

2. 情報公開（公開可・公開不可）

どちらかに○を付けてください。「公開可」に○を付けられた場合は、八女市情報公開条例の規定により公開請求があった場合は公開の対象となる場合があります（個人情報を除く）。ご記入のない場合は、公開不可と判断します。



① 申し合わせ事項で黄色い旗は毎日同じ場所に立てる
② 留守にする時は隣近所に声をかけることにしています。

「黄色いハンカチ運動」に取り組む行政区長
「私たちの大淵行政区でも高齢者の一人暮らし世帯が24戸、高齢者のみ二人世帯が24戸と全123戸中の約40%となっています。以前から民生委員さんたちに見守り活動をしていただいています。任せきりではなく地域で見守る仕組みづくりができないかと常々考えていました。昨年、私たちの地域で一人暮らし高齢者の方が孤独死されるといふ非常に悲しい案件が発生したこともあり、これらを防ぐためにも、今年の5月1日から行政区と民生委員会との共催による『黄色いハンカチ運動』を展開しています。

具体的には、タテ30センチ、ヨコ38センチの黄色い布に90センチの棒を取り付けた旗を作り、全世帯に配付しまし

高齢者の見守りを地域全体で取り組みます



「黄色い旗で合図するというアイデアは、高倉健さん主演映画『幸福の黄色いハンカチ』にヒントを得ました。まだ始まったばかりですが、ほとんどの世帯でこの運動に取り組んでいただいています」

内藤啓光さん（黒木町）

た。各世帯でその旗を毎朝、玄関近くを立て『元気ですよ』という合図にする。また、夕方は『元気でした』の合図として旗を撤去し、これを毎日繰り返し返すというものです。朝、旗が立たない世帯には気づいた人が訪問し、『あちゃー、立て忘れとつた〜』などと、ここで会話が生まれ元気が確認されます。夕方、旗が撤去されないときも同様です。当初、旗は高齢者世帯にのみ配布する予定でしたが、高齢者と特定される悪用される恐れがあることから全戸に配付しました。まだ始まったばかりですが、この活動により行政区と民生委員の連携が深まり、地域の皆さんがお互いに高齢者を見守る活動ができるのではないかと考えています。このような取り組みが他の行政区にも広がり、誰もが安心して暮らせる地域づくりに寄与できればと思っています」

6月

6月の館内整理日は24日(金)

《本館の休館日》※月曜、館内整理日
6月(月), 13月(月), 20月(月), 24(金), 27月(月)

《上陽・立花・矢部・星野分館の休館日》
※月曜・祝・休日、館内整理日
6月(月), 13月(月), 20月(月), 24(金), 27月(月)

《黒木分館の休館日》※火曜・祝・休日、館内整理日
(月曜日が祝日・休日の場合は開館します)
7(火), 14(火), 21(火), 24(金), 28(火)

6月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504
※本館の開館時間＝平日 10時～20時
土日祝 10時～18時

上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258
黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120
立花分館 ☎37・1522
※分館の開館時間＝9時～17時30分

ホームページ www.library.yame.fukuoka.jp



6月のよみきかせ

【本館】4日、11日、18日、25日※毎週土曜日14時～／おはなしコーナー
【黒木分館】4日(土)10時30分～／おはなしコーナー／幼児～小学生の皆さん対象です♪

あかちゃんよみきかせ
0～2歳くらいの赤ちゃん対象です♪

【本館】5日(日)、18日(土)11時～／おはなしコーナー
【黒木分館】25日(土)10時30分～／おはなしコーナー

★布の絵本貸出のおしらせ★
あたらしい布のえほん
6月1日(休)から貸出スタート
5/14～5/31まで本館に展示されていた布のえほん制作ボランティア「ふわふわ」の新作(平成27年度制作作品)が6月より貸出できるようになります。



講座 朗読を学ぼう

パート1、2と好評だった朗読会が帰ってきます。今回も高月晶子さんを講師としてお招きし、発声方法や朗読について学びます。

- 期日 6月16日(木)14時～(90分程度)
- 場所 八女市立図書館本館2階研修室
- 定員数 先着30人程度
- 講師 元NBCアナウンス 講師 高月晶子さん

講師の高月晶子さん
※詳しくは館内設置のチラシをご覧ください。随時受付中です。

- 受付開始 5月24日(火)午前10時から八女市立図書館本館・分館カウンター、またはお電話でお申し込みください。



講師の高月晶子さん

『ひるぎりの朗読会PART3』のおしらせ

平成28年度内閣府男女共同参画週間（6月23日～29日）
「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」

第4次八女市男女共同参画 行動計画が策定されました

◎計画策定の目的

市ではこれまで「八女市男女共同参画のまちづくり条例」の制定や「第3次八女市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。少しずつ男女共同参画の意識が広がってきていますが、まだまだ男女の不平等感や性別によって固定化された役割分担意識など、今も根深く残っています。それらの課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図るため、新たに平成28年度からの計画である「第4次八女市男女共同参画行動計画」を策定しました。

◎計画の性格

この計画は「八女市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、八女市男女共同参画推進審議会からの答申や、市民アンケートの結果を受けて策定されたものです。

また、本計画の基本目標Ⅲの主要課題5「配偶者等からの暴力の根絶」は配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく計画と位置付け、第2次八女市DV対策基本計画としています。

◎計画の期間

この計画は平成28年度から平成32年度までの5か年計画です。ただし、社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

今後はこの行動計画に基づき、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりをめざして様々な施策に取り組みんでいきます。市民や事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



個性が輝く、まちが輝く。～男女が共に参画するまちづくり～

基本理念

基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識づくり	男女がお互いに尊重し合い、性別による差別的な取り扱いを受けないように、家庭や学校や社会の場における様々な機会をとらえて、男女共同参画の意識づくりを推進します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭教育における男女共同参画の推進 2 学校教育における男女共同参画の推進 3 社会教育における男女共同参画の推進 4 男女共同参画啓発活動の充実
基本目標Ⅱ	男女が共に参画する社会環境づくり	男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、対等な構成員として、喜びも責任も分かち合っていくような社会環境づくりを推進します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 3 雇用の分野における男女共同参画の推進 4 農業における男女共同参画の推進 5 商工自営業における男女共同参画の推進 6 地域社会活動における男女共同参画の推進 7 国際的協調の視点に立った男女共同参画の推進
基本目標Ⅲ	男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援	男女がひとりの個性ある人間として互いに支え合い、それぞれの個性と能力を發揮して、自由な生き方ができるように健康で安心して生活できる環境づくりを推進します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた健康支援 2 子育て・介護に対する支援 3 高齢者・しょうがい者の自立と社会参画に対する支援 4 ひとり親家庭に対する支援 5 配偶者等からの暴力の根絶 ～第2次八女市DV対策基本計画～
行動計画を推進するための取り組み		男女共同参画行政の総合的な推進体制を整備し、行動計画を効果的に推進します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内の推進体制の整備 2 市民と行政が協働する推進体制の整備

じゃ口から 安心とどけ 未来まで

6月1日から
6月7日までは
水道週間です。

▼指定給水装置工事事業者（平成28年5月1日現在 ※順不同）

校 区	業 者 名	電 話 番 号
福 島	丸谷商事	23・4118
	千代田工業(株)	22・4307
	牛島電機工業(株)	24・2171
	吉田ボーリング工業	24・4743
	ひら川設備	24・3115
長 峰	創水	23・0183
	(有)井手プロパン商会	23・3065
	(有)岩本住設	22・4718
	(有)八女衛生社	23・5435
	水環境企画・一究	22・5109
	ともけい設備	22・3564
	(株)ホクショウ	23・3323
上 妻	牛島設備工業(有)	23・7570
	八女食糧販売(株)	23・2166
	永松設備	22・7753
	牛島燃料店	22・2869
	三宅設備	23・2368
八 幡	馬場燃料店	22・4060
	井上設備	24・0165
忠 見	(有)スミ設備工業	22・5465
	川口ガス住設	23・7667
岡 山	野田ホームガス設備	22・3015
	西村住設	24・1067
	(株)中村	23・3158
	E M田中	22・4319
	(有)タナカエンジニア	24・3147
	清香設備工業(株)	22・7888
	大石設備	23・0848
	(株)九電工 八女営業所	23・2456
	すまい創琳	22・5612
	徳住工業	24・5262
上 陽	瀧田設備	24・4818
	(有)角屋	54・3318
	(有)村口電工	54・2278
	(株)高田電気	54・2049
	ミスミデンキ	54・2143
	(有)井上商店住設部	54・2165
	(有)ヤマト	54・2125
黒 木	西木テレビサービス	54・3208
	(有)橋村住設	42・0096
	(有)住環境総合開発	42・1185
	ケア設備梅野	42・3450
	仁田原商店	45・0035
	モリアキ建設(有)	42・3827
	三和住宅設備	42・4051
	(有)柴尾電気商会	42・1183
	馬渡設備工業	42・1335
	(有)椿原住宅設備	42・0269
	椿原住宅設備工事部	42・1237
	(有)穴見商店	42・0130
筑 南	和興住宅設備	45・0879
	(有)立花電工	23・1533
	田中設備	35・0845
	(有)クリハラ管工事	22・5971
立 花	(有)弥栄工業	23・1198
	電's タカヤマ	37・0062
	(有)今村住設	37・0316
	マルタ電器	37・0256
	(有)牛嶋住興	22・6611
星 野	原管工	37・0692
	河原設備	37・0553
	平島設備	37・1025
	(株)山口電気	52・3218

上水道および簡易水道へ
ご加入ください

八女市は上水道事業「旧八女市・旧立花町・旧上陽町（一部地域を除く）」および簡易水道事業「旧黒木町・旧星野村（一部地域を除く）」により、安全で安定した水道水を供給しています。

上水道および簡易水道は、市民が健康で快適な生活をおくるため、水道法で定められた水質検査を実施し、いつでも安心して飲める水を皆さまに提供しています。配水管（水道本管）が整備された地区で、上水道に未加入の人は、安心して利用できる上水道および簡易水道

への加入をお願いします。
今年度実施する水質検査計画については、ホームページで紹介しています。

指定給水装置工事事業者
をご利用ください

給水装置の工事（新設・改造・修繕・撤去）は、水道法により指定を受けた工事事業者でなければ施工できませんのでご注意ください（左表に八女市内業者のみ掲載しています。詳しくはお問い合わせください）。

自宅にある水道管が破損したら、メーターボックス内にあるバルブを閉めるなどの応急処置をし

て、最寄りの指定事業者（有料）へ連絡してください。

こんな時は手続きを

引越の際には水道の開始・中止の手続きが必ず必要になります。事前にご連絡をお願いします。また、中止時には水道料金の精算が必要です。届け出がない場合、水道を使用されなくても料金が発生しますのでお手続きをお願いします。

その他ご不明な点はお問い合わせください。

◎問い合わせ 上下水道局
《料金等のこと》 ☎23・1949
《工事等のこと》 ☎23・1107

悪質な業者に
注意!!

水道局職員を装ったトラブルが多発しています。上下水道局では、次のようなことは行っておりません。
①一般家庭の水質検査 ②浄水器などの販売・貸し出し・あっせん ③給水管の清掃・修理など

受水槽を設置されている人（事業所）は・・・

水道法および八女市給水条例に基づき、受水槽の清掃および水質検査を年1回以上実施することが義務付けられています。適正な受水槽の管理をお願いします。

税

平成28年度 市県民税について

◎問い合わせ 税務課市県民税係 (☎23・1113)

平成28年度の市県民税の納税通知書を6月10日付で郵送します。納税通知書がお手元に届きましたら、必ず内容をご確認ください。平成28年度の市県民税は、1月1日に本市に住所のある人に対して、平成27年中の所得をもとに計算し、決定します。退職などにより現在収入がなくても、平成27年中に所得があれば課税の対象となります。なお、市県民税が課税されない人への非課税のお知らせは発送していません。

▼市県民税を納める人

平成28年1月1日現在

- 市内に居住し平成27年中に一定以上の所得があった人
- 市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している人

▼市県民税が課税されない人

- 【均等割も所得割もかからない人】
- 平成27年中に所得のなかった人
- 生活保護を受けている人
- 障害者、未成年、寡婦（寡夫）で平成27年中の合計所得金額が125万円以下の人
- 平成27年中の合計所得金額が次の算式で求めた額

以下の人

28万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋16万8千円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、16万8千円を加算します。

【所得割がかからない人】

● 平成27年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

35万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋32万円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

▼納める方法

市県民税を納める方法は、主に次のとおりです。

- 納税通知書で納める方法（普通徴収）・・・事業所得者など

者など

※市から個人あてに直接送付する納税通知書（6月10日付発送）により、年税額を平成28年6月、8月、10月、平成29年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

● 勤務先で給与から差し引いて納める方法（給与特別徴収）・・・給与所得者

※年税額を平成28年6月から平成29年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

● 公的年金から差し引いて納める方法（年金特別徴収）・・・公的年金受給者

※年税額のうち、公的年金にかかる市県民税額を年金から差し引いて納めていただく制度です。

平成28年4月から平成29年2月まで年金支給月の6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

◎対象となる人

次の①～⑤すべての条件に当てはまる人です。

- ① 公的年金等を受給している満65歳以上の人（平成28年4月1日現在）
- ② 公的年金にかかる所得に対して市県民税が課税される人
- ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金等を受給されている人
- ④ 1月1日以降引き続き8年市内にお住まいの人
- ⑤ 介護保険料が年金から引き落としされている人

徴収方法

(1) 年金特別徴収が前年度から継続している人

公的年金からの特別徴収					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分の年金特別徴収額と同じ額を3回徴収（仮徴収）			今年度対象年税額から4、6、8月の仮徴収額を差し引いた残額を3回に分割して徴収		

(2) 年金特別徴収が今年度より開始または再開される人

普通徴収		公的年金からの特別徴収			
6月	8月	10月	12月	2月	
今年対象年税額の2分の1相当額を2回に分割して徴収		今年度対象年税額の残りの2分の1相当額を3回に分割して徴収			

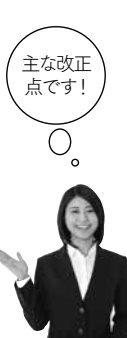
※ご自身が対象になっているかは、6月10日付発送の市県民税納税通知書でご確認ください。

▼平成28年度（平成27年分所得）から適用される市県民税の税制改正

●市県民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し

(1) 仮特別徴収税額の算定方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

これまでは、年税額が前年度の額よりも大きく変動した場合に、仮特別徴収額（4月、



6月、8月）と本特別徴収額（10月、12月、2月）の額に差が生じ、その翌年度以降も不均衡が生じる場合があります。

年度	年税額	改正前		改正後	
		仮徴収額 (4、6、8月)	本徴収額 (10、12、2月)	仮徴収額 (4、6、8月)	本徴収額 (10、12、2月)
27	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
28	36,000円 (医療費控除の増など)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
29	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円※1	14,000円
30	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

※1 前年度年税額（36,000円）の2分の1の金額（18,000円）を3回で割り振ります。

した。今回の改正では、平成28年10月以後に実施される特別徴収から、仮特別徴収税額の算定方法を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額とする」こととされました。

(2) 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

これまでは、賦課期日（1月1日）後に市町村の区域外に転出された場合や年度の途中で年税額が変更となった場合は公的年金からの特別徴収は停止となり、残りの税額は普通徴収（納付書または口座振替）に切り替わることとされてきました。今回の改正では、年金受給者の方の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続することとされました。例えば、税額変更の場合は、12月分と2月分の本特別徴収分に限り変更後の特別徴収税額によって継続することとなります。

平成23年分以後は、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告の必要はありませんでした（確定申告不要制度）。今回の改正では、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける方についてはこの確定申告不要制度を適用できないこととされました。

1割から2割に拡充することとされました。

(3) 「ふるさと納税ワンストップ特別制度」の創設（平成27年4月1日以後に行う寄附から適用）

確定申告が不要な給与所得者等が、自分の生まれ故郷や応援したい都道府県・市区町村に対し寄附（ふるさと寄附金）を行った場合、所得税の確定申告を行わなくても、所得税、市県民税の寄附金税額控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特別制度」が創設されました。主な対象者は次の条件を満たす方です。

◎ふるさと寄附金の寄附金控除を受ける目的以外で「所得税の確定申告」や「市県民税の申告」をする必要がない方

◎ふるさと寄附金の寄附をした自治体の数が5団体以下の方

※平成27年3月31日までに行ったふるさと寄附金がある方や医療費控除等のために確定申告をされる場合は、ワンストップ特別制度の適用は無効となりますので、確定申告や市県民税申告の際にふるさと寄附金の領収書を添付の上、寄附金控除の確定申告が必要となります。

八女新茶まつりにぎわう

新茶香る5月4日(祝)、八女伝統工芸館駐車場で「八女新茶まつり茶のくにヌーボー」(八女商工会議所、県茶業青年の会、県茶業青年団主催)が開かれました。会場には市内の茶業者や飲食店が並び、来場者に茶娘姿の女性が新茶をふるまいました。ステージでは和太鼓やダンスなどの催しがあり、八女市観光大使のダニー馬場さんが八女伝統本玉露G1マーク登録記念事業として作られた「八女茶よかお茶うまかお茶」を初披露しました。来場者の投票で選ぶ八女茶娘クイーンコンテストには10人がエントリー。高野梨紗さん(筑後市)が初代クイーンに輝きました。八女商工会議所産業振興委員長の青木秀信さんは「茶業関係者が最も忙しい時季だけれど、この時季に開催することに意義があります。八女の新茶を十分にアピールできました」と話していました。



ダニー馬場さん

初代クイーンの高野さん

多くの来場者でにぎわいました

馬場姉妹が「第29回日本民謡フェスティバル2016」に出場



市長に出場報告する馬場美雅さん(左)と敬子さん

6月26日(日)東京都渋谷のNHKホールで開催される「第29回日本民謡フェスティバル2016」にそろって出場が決まった、八女市観光大使の馬場姉妹が三田村市長に出場の報告に訪れました。この日本民謡フェスティバルは毎年開催される民謡愛好家にとってはあこがれの大会で、前年に日本各地で行われたおよそ100人以上が参加する100か所以上の民謡大会でグランプリを獲得した実力者にしか参加資格が与えられない名誉あるフェスティバルです。姉の馬場美雅さんは山鹿市の鹿北茶山唄大会で、妹の馬場敬子さんは八女市の八女茶山唄大会で見事にグランプリに輝き、厳正な選考の結果50人の出場者に選ばれました。三田村市長は「姉妹そろって全国大会に出場されることは素晴らしい。大会を楽しんでください」と二人を激励しました。

八女茶発祥の地 霊巖寺で献茶祭



新茶が日種住職により仏前に献上されました

第53回献茶祭が5月2日(月)黒木町笠原の霊巖寺で行われ、茶業関係者など約200人が参加し八女茶栽培の先達をしのび、感謝をささげました。八女茶は約600年前、霊巖寺を建立した栄林周瑞禅師が中国から持ち帰った茶の種子を、鹿子尾村(現在の笠原地区)の庄屋、松尾太郎五郎久家に与え、栽培や製茶法を伝えたのが始まりとされています。式では皇風煎茶礼式の平島光宣総師範が、松尾太郎五郎久家の子孫、章三郎さんが栽培した新茶をいれ、霊巖寺の日種俊秀住職により仏前に献上されました。主催者の三田村市長は「昨年12月に八女伝統本玉露が地理的表示保護制度に登録され、八女茶ブランドの向上と消費拡大につながるものと期待しています。今後、関係者が一丸となり消費者に信頼される高級茶の生産に励み、PRを行っていかねばなりません」とあいさつ。会場では、新茶の試飲や野点が行われ、参加者は、陽光の中、初夏の香りを楽しみました。

防犯指導員委嘱式

4月27日(水)社会福祉会館で防犯指導員の委嘱式が行われ、次の皆さんが防犯指導員に委嘱されました。犯罪の無い明るく住みよい八女市にするため、防犯協会・警察・市・その他の関係機関と連携し、地域の中心となつて防犯活動の中心を担っていただきます。

【八女】下川光弘、橋爪哲也
 【黒木】合原博人、井手保臣、椿原淳【立花】坂本弘敏【上陽】高田龍介、馬場猛【矢部】山中洋一、轟静子、原島しのぶ【星野】田中忠信、森松堅





八女市民みんなで熊本ば応援するったい!

仏壇の恩返し・宮城からの支援物資を届けました

熊本地震の被災者を支援しようとして東日本大震災で被災した宮城県名取市から八女市に支援物資が寄せられました。東日本大震災の津波で仏壇が流された被災者に特産の仏壇を贈る活動をしてきた八女市が支援物資を取り次ぎ5月16日(月)に熊本県西原村に届けました。東日本大震災の被災地では仮設住宅に仏壇がなかったことから「八女福島仏壇仏具組合」が宮城県石巻市や名取市などに計156基のミニ仏壇(高さ30センチ、幅22センチ、奥行き18センチ)を届け八女市も支援してきました。こうした活動が縁となり、名取市の仮設住宅で暮らす「愛島東部団地仮設住宅」の住民自治会から、カップ麺や菓子など、段ボール4箱分の支援物資が組合に届きました。組合は市を通じて熊本地震の被災地に送ることにしました。5月10日(火)に市役所を訪れ、三田村市長に支援物資を託した鶴信行理事は、「仮設住宅で不自由な暮らしを続けている中で物資を寄せてくれた名取市の皆さんの思いを届けて欲しい」と話していました。



支援物資を市長に託す鶴信行理事長(右)と松鶴副理事長

熊本地震の災害ごみ処理支援に出発



出発式で職員を激励

八女市では、「熊本地震」で発生した災害ごみの処理支援を行います。当面、5月18日から6月中旬にかけて、市職員4人を2班(2人)に編成し、市所有の清掃車で地震災害により発生した可燃ごみを熊本市東区戸島災害ごみ仮置き場から八女西部クリーンセンターまで運搬し焼却処分します。処理量は1日あたり約8トンを予定しています。18日(水)に行われた出発式で三田村市長は「災害による廃棄物の処理は被災地にとって大きな課題。環境が悪化している中で活動になると思うが、被災者の皆さんの声に耳を傾けながら精一杯頑張ってください」と激励しました。

「道の駅たちばな」で熊本特産品をどうぞ



買って下さいだメロン!



道の駅たちばな
☎0943・37・1711

「道の駅同士で支え合おう」と道の駅たちばなでは熊本復興特設コーナーを設け、メロンやスイカなど熊本県の道の駅特産品を販売しています。熊本県では地震以降観光客が激減し、道の駅に立ち寄る客足も減少しています。毎年メロンが大人気の七城メロンドーム(菊池市)でも売れ行きに影響が出ていることを心配し、福岡県内の道の駅(たちばな、くるめ、うきは、むなかた)では、販売に協力することを決定しました。道の駅たちばなでは、メロンドームから到着したメロンやスイカのほかに、大津(菊池郡大津町)の赤牛カレーやラーメン、通潤橋(上益城郡山都町)のせんべい、焼き米、ジャムなど15品目ほどを並べ販売しています。野中正秋駅長は、「七城町から甘くておいしいメロンが毎日届いており、販売することで被災地を応援していきたいです。また、市とも協力しあって注文販売にも力を入れていきたい」と話していました。皆さん、ぜひ道の駅たちばなにお立ち寄りください。

山本健吉氏の法要営まれる



文芸評論家・山本健吉氏(本名・石橋貞吉)の28回目の命日となる5月7日(土)、無量寿院で石橋家の墓掃除と法要が営まれました。健吉氏は黒木町出身の文芸評論家、石橋忍月の3男で、生家や資料などが学びの館に大切に保存されています。黒木文化連盟では、25年前から健吉氏の命日に合わせ、石橋家の墓掃除を行っています。墓掃除終了後、本堂で法要が営まれました。「ふるさと八女に眠る石橋忍月や山本健吉氏、そのご家族の墓をこれからもお守りしていきたい」と関係者は話していました。



お知らせ



八女軽トラ市

- 日時 6月12日(日)9時～12時 ※悪天候の場合中止
- 会場 八女観光物産館ときめき駐車場
- 問い合わせ 事務局(☎22・3131) ※出店者随時募集

八女歩こう会健康ウォーク

- 日時 6月12日(日)8時～(八女伝統工芸館集合、車乗り合わせで黒木町笠原へ移動)
- コース 八女のお森周辺約7キロ(雨具、水筒、タオル等持参)
- 参加費 会員無料、一般100円(保険料)
- 問い合わせ 同会荒川さん(☎090・4997・5813)

空き家情報を募集しています♪

- 空き家売りたい・貸したい人は、下記までお問い合わせください。
- 募集対象エリア=八女市全域
- 問い合わせ=地域振興課定住対策係(☎24・8013)
- 受付時間=平日9時～16時30分 ※お越しの際は必ず事前にお電話ください。

立花自然と歩こう会

- 日時 6月12日(日)7時30分 旧北山公民館集合
- コース 山下城跡・大塚古墳・男ノ子 ※参加自由(無料)、会員保険有(年500円)
- 問い合わせ 立花歩こう会 白鳥さん(☎37・0038)

第31回 地域活動講演会

- 今回は「発達障がいとは？」と題し、鳥村孝子さん(ハッピーママくらぶ代表)の講演。参加無料。定員30人
- 日時 6月14日(火)19時～
- 場所 ホームヘルプ・ケアプラン金太郎(清水町商店街)
- 問い合わせ 同所(☎24・9657)

第10回歌声レクササイズ夏!

- ティーパーティー方式で、懐かしい歌や体操(朝が来た)等々、健康づくりの楽しいひとときを!
- 日時 6月30日(木)13時30分～
- 会場 八女文化会館
- チケット 500円(おりなす八女でも取り扱います。販売締切6月22日(水))
- 問い合わせ 馬場さん(☎090・7536・1864)
- ▽下川さん(☎090・1922・2473)



短期子ども体操教室

- 日時 6月10日(金)・17日(金)・24日(金)、17時30分～18時30分
- 場所 総合体育館
- 対象 小学1年生～6年生
- 参加費 1000円
- ▽会員 300円
- 問い合わせ 総合体育館内サウスクラブ(☎24・1340)

弓道教室

- 弓道を始めたい人、興味のある人、参加してみませんか。道具がなくても気軽に参加できます。総合体育館の窓口で申込用紙を配布・受付します。
- 期間 6月15日～8月26日、20時～21時30分(水・金20回位)
- 場所 八女市弓道場
- 参加費 5千円(教材費等)
- 申込締切 6月10日(金)
- 問い合わせ 青木さん(☎090・7162・3795)

女性のためのチャレンジ講座

- 自信を持って一歩踏み出してみませんか。受講料無料(③のみ材料費400円必要)
- ①カラーコーディネート講座
- 日時 7月8日(金)19時～21時
- 申込締切 6月15日(水)
- ②片付け・時間の整理講座

一般社団法人 八女青年会議所

迷路で出会いまshow



八女市・広川町の小学生が巨大迷路を製作。段ボールを使った製作コーナーもあります。みんなで遊びに来てください。

- 日時 6月19日(日) 10時～15時
- 場所 八女市総合体育館
- 参加費 無料
- 問い合わせ 八女青年会議所(☎24・4022)

- 日時 7月15日(金)19時～21時
- 申込締切 6月22日(水)
- ③セルフィンパマツサージ
- 日時 7月28日(木)19時～21時
- 申込締切 6月29日(水)
- ①③共通

- 対象 市内に住んでいるか通勤・通学している女性、定員20人、定員を超えたら抽選。
- 申込受付時間 8時30分～17時15分
- 会場 おりなす八女
- 託児 生後6か月～就学前のお子さん。申込時に要予約。
- 申込・問い合わせ 男女共同参画・生涯学習課(☎23・1314)

厚生労働省慰霊巡拝

- 先の大戦における戦没者の人々を追悼し、平和を祈念するため、慰霊巡拝団員を募集します。詳細についてはお問い合わせください。
- 巡拝予定 硫黄島、ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、ミャンマー、フィリピン
- 参加資格 右記の地域における戦没者の遺族で、実施時期において原則80歳以下の人。
- 問い合わせ 福祉課福祉総務係(☎24・8030)
- ▽福岡県保護・援護課(☎092・643・3301)

まちなことを考えよう学級(政治学級)



- 身近な生活問題をテーマに学習します。今年のテーマは「八女市の魅力・文化」。柚の里茶の文化館等の見学のほか、

募集

●申込・問い合わせ＝男女共同
参画・生涯学習課生涯学習係
(☎23・1318)

キラリ☆やめっ子サマーキャンプ

自然豊かな環境の中で集団生活を行い、野外調理、自然体験、キャンプファイヤーなどをを行います。

- 対象＝市内在住または通学する小学5年生～中学3年生
- 期日＝8月10日(水)～12日(金) (2泊3日)
- 定員＝60人(先着順)
- 場所＝佐賀県北山少年自然の家
- 参加費＝3500円
- 申込期間＝6月13日(月)～6月24日(金)
- 受付時間＝8時30分～17時(土・日除く)
- 申込方法＝電話にて先着順に受け付けます。
※キャンプミーティングを7月23日(土)10時から八女文化会館にて行います。詳しくは学校を通じて配付するチラシをご覧ください。

八女市スーパースクール 「富士登山2016」参加者募集!

世界文化遺産に登録された富士山に登り、その美しさ、雄大さ、厳しさを体験してみませんか。

- 日程＝7月28日(木)～7月30日(土)
- 募集人数＝20人(希望者が多い場合は抽選)
- 参加対象者＝八女市内に居住または通学する小学4年生から中学3年生まで(ただし、参加者説明会および練習登山に参加できる者に限ります)
- 参加費＝35,000円
- 募集期間＝6月6日(月)～6月24日(金)
- 参加者説明会＝7月7日(木)19時～おりなす八女はちひめホール
- 練習登山＝7月16日(土)釈迦岳・御前岳を予定しています。※雨天時7月21日(木)

八女市子ども会育成連絡協議会 イン・リーダー、ジュニア・リーダー

子ども会会員のリーダーおよび指導者を育成するため、イン・リーダーとジュニア・リーダーを募集します。
《イン・リーダー》

- 対象＝市子連に加入する子ども会会員の小学4～6年生
- 内容＝一泊研修会、市子連事業に参画、リーダーとしての体験活動など。(修了者にはイン・リーダー認定書を交付)
- 申込期間＝6月15日(水)まで。※詳細および申込方法については、各单位子ども会を通じて配付するチラシをご覧ください。
- 《ジュニア・リーダー》
- 対象＝市内居住の中学生・高校生
- 内容＝一泊研修会、市子連事業の企画・運営補助など。各種研修にも参加できます。
- 申込期間＝6月15日(水)まで。※詳細および申込方法については問い合わせください。



相談

司法書士による無料法律相談会

- 相談・遺言、不動産の登記成年後見制度、多重債務その他について司法書士が無料で相談に応じます。予約優先
- 日時＝6月18日(土)10時～13時
- 場所＝八女市役所星野支所1階大集会室
- 予約・問い合わせ＝前日までに福岡県司法書士会筑後支部へ(☎0942・322・6641)
- ※平日10時～16時

日曜街かど労働相談会

賃金未払い、解雇、職場のパワハラといった働く上での問題や悩み、疑問にお答えします。相談内容により弁護士相談も行います。(※相談無料、予約不要、秘密厳守)

県南広域水道企業団職員



試験

- 日時＝6月19日(日)10時～18時(弁護士相談は15時～17時)
 - 会場＝西鉄久留米駅2階エマックス・クルメ前
 - 内容＝個別相談ブースでの面接相談
 - 問い合わせ＝福岡県筑後労働者支援事務所(☎0942・30・1034)
- は福岡県南水道企業団のホームページに掲載しています。
- 身分＝地方公務員
 - 試験区分＝採用予定数＝事務1人(大学卒業程度)、電気または機械1人(大学卒業程度)
 - 年齢要件等＝平成2年4月2日～平成7年4月1日生まれ
 - 試験＝▽1次試験7月24日(日)(久留米リサーチパーク)▽2次試験＝8月31日(水)(県南広域水道企業団)
 - 申込＝6月13日(月)～6月24日(金)※受験申込書を企業団へ持参。郵送可、6月24日消印有効(〒83010062久留米市荒木町白口55番地)
 - 申込書＝①県南広域水道企業団で配布 ②郵便請求の場合
- は封筒の表に「職員採用試験案内請求」と朱書きし、宛名を書いた返信用封筒(A4サイズ)に140円切手を貼って企業団まで郵送 ③企業団各構成団体窓口でも配布
- 問い合わせ＝福岡県南広域水道企業団総務課(☎0942・27・1561)
 - http://www.sfwater.co.jp
- ### 税務職員(高卒業程度)
- 受験資格＝平成28年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および平成29年3月までに高校または中等教育学校を卒業する見込みの人など
 - 申込書＝平成28年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および平成29年3月までに高校または中等教育学校を卒業する見込みの人など
 - 試験＝▽1次試験9月4日(日)▽2次試験10月12日(水)～10月21日(金)のうち指定する日
 - 問い合わせ＝八女税務署総務課(☎23・5191)
- 受付期間＝【インターネット申込】6月20日(月)9時～6月29日(水)(受信有効) ※できるだけインターネット申込をご利用ください。
 - ▽インターネット申込専用アドレス http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
 - 【郵送または持参申込】6月20日(月)～6月22日(水)(6月22日(水)までの通信日付印有効)
 - ※申込書の提出先は希望する第1次試験地を管轄する人事院地方事務局(所)

柳川市

【花島菖蒲園】

●日時= 6/1(水)~6月上旬 ●場所= 柳川市役所南の川下りコース ●間= 柳川市観光課 (☎0944・77・8563)

大川市

【筑後川フェスティバル in 大川】

●日時= 6/11(土)~12(日) 10:00~16:00~(昇開橋スタンプラリー(土のみ)/えつ祭り(土日)/若津港マルシェ(両日)) ●場所= 筑後川昇開橋展望公園 ●間= 観光情報センター (☎0944・87・0923)

みやま市

【第7回ほたる火まつり】

●日時= 6/3(金)・4(土) 18:00~21:00~ ●場所= みやま市かも川公園 ●間= 山川ほたる火まつり実行委員会 (☎0944・63・3955)

就業支援

ひとり親等就業支援講習会

ひとり親家庭の母、父または寡婦を対象にした講習会。受講料無料ですが、テキスト代等の一部として自己負担あり。

【福岡県ひとり親家庭等就業・自立支援センター】

①パソコンMOS検定エクセル2010(定員20人)
●期間= 7月8日(金)~8月30日(火) 18時30分~21時(平日夜間22日間※55時間)
●自己負担= 5千円(検定料・テキスト代の一部)

②調剤事務講座(定員20人)
●期間= 7月26日(火)~8月19日(金) 9時30分~12時(平日午前8日間※20時間)
●自己負担= 3千円(申請料・テキスト代の一部)

③ワード・エクセル講座(久留米市) ※定員15人
●期間= 6月11日(土)~7月30日(土) 9時30分~12時30分(土・日午前14日間※42時間)
●自己負担= 2160円(テキスト代)

④調剤事務講座(久留米市) ※定員10人
●期間= 6月20日(月)~7月14日(木) 19時~21時(平日夜間8日間※16時間)
●自己負担= 6480円(検定料)

⑤ワード・エクセル講座(筑後市) ※定員15人
●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●託児= 1~6歳、要予約、無料
●申込・問い合わせ= 県ひとり親家庭等就労・自立支援センター(☎092・584・3931)

【久留米母子家庭等就業自立支援センター】

③ワード・エクセル講座(久留米市) ※定員15人
●期間= 6月11日(土)~7月30日(土) 9時30分~12時30分(土・日午前14日間※42時間)
●自己負担= 2160円(テキスト代)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

④調剤事務講座(久留米市) ※定員10人
●期間= 6月20日(月)~7月14日(木) 19時~21時(平日夜間8日間※16時間)
●自己負担= 6480円(検定料)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

⑤ワード・エクセル講座(筑後市) ※定員15人
●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

●期間= 7月4日(月)~8月10日(水) 13時30分~16時30分(平日午後14日間※42時間)
●テキスト代= 2160円

⑥就職準備セミナー(久留米市)
▽しあわせ家計セミナー= 6月26日(日) 13時~16時
▽私らしさを再発見セミナー= 7月17日(日) 13時30分~15時30分

●開催場所= ㈱日本教育クリエイティブ久留米校
●自己負担= 6480円(検定料)

③~⑥共通
●託児= 1~6歳、要予約、無料
●申込・問い合わせ= 久留米ひとり親家庭等就労・自立支援センター(☎0942・32・1140)

一般

小・中学校の体育施設利用

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず参加してください(参加するには事前登録が必要です)。

●7月利用者の会= 6月18日(土)
●時間・学校名= 13時30分~(福島小、長峰小、福島中)

▽14時15分~(八幡小、岡山小、西中) ▽15時~(上妻小、三河小、南中) ▽15時45分~(忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園)

板付橋通行止めのお知らせ

1級河川星野川災害復旧工事に伴い、平成28年6月から下記地図の板付橋が通行止めとなります。周辺住民の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、事業へのご理解ご協力をお願いします。



●板付橋工事予定期間= 6月~平成29年10月
※工事期間中通行できませんので、迂回をお願いします。

●会場・問い合わせ= 総合体育館(☎24・1230)

狩猟免許試験等

【狩猟免許試験】
福岡県では、平成28年度狩猟免許(網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟、第二種銃猟)試験を実施します。

●試験日= 7月29日(金)
●試験会場= 県筑後農林事務所(筑後市)
●申込期限= 7月19日(火)
●申込・問い合わせ= 県筑後農林事務所農山村振興課(☎0942・52・5108)

【狩猟免許試験予備講習会】
●講習会実施日= 6月12日(日)
●会場= 小都市生涯学習センター

●問い合わせ= 八女猟友会(☎23・4422) ▽八女東部猟友会(☎42・3678)

【狩猟免許更新】
狩猟免許の更新を受ける場合は、県が行う講習会を受講

無料 匿名 休日エイズ相談検査

「HIV検査普及週間」(6月1日~7日)にあわせ、多くの人に相談・検査を受けていただけるよう、休日の臨時相談検査を行います。臨時検査当日は、「エイズの迅速検査」を行い、通常1週間かかる検査結果が約1時間程度で分かります(さらに詳しい検査が必要な場合があります)。検査は無料・匿名で受けることができます。(秘密厳守)
●日時= 6月12日(日) 14時~16時
●検査項目= HIV検査(エイズ検査)
●場所・問い合わせ= 県南筑後保健福祉環境事務所 柳川本庁舎2階(柳川市三橋町今古賀8-1) ☎0944・72・2812

●講習会開催日/場所= 7月6日(水)/立花市民センター(申込期限6月27日(月))
▽7月13日(水)/まいピア高田(申込期限7月4日(月))
▽7月20日(水)/筑後市サンコア(申込期限7月11日(月))
●申込・問い合わせ= 県筑後農林事務所農山村振興課(☎0942・52・5108)

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談 予約

- 6月16日(木)、7月7日(木) / 相談 13:00 ~ 16:00 / 場所・法務局八女支局 (収入等一定額以下等の条件あり) ※予約・法テラス福岡 ☎050・3383・5502
- 6月10日(金) 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎23・0294
- 6月17日(金) 13:30 ~ 16:00 / ふじの里 (黒木) ※予約 ☎42・2131
- 6月24日(金) 13:30 ~ 16:00 / 地域福祉センター (上陽) ※予約 ☎54・3629
- 6月17日(金) 10:00 ~ 12:00 / 八女商工会議所 ※予約 ☎22・5161

男女共同参画推進支援委員相談 予約

- 6月9日(木) 13:30 ~ 16:30 ※予約 男女共同参画・生涯学習課 ☎23・1314

女性相談 (働く女性の家 ☎37・1522)

- 6月20日(月) 9:30 ~ 11:00 / 働く女性の家 (立花)

障害者相談支援センターリーベル出張相談

- 6月21日(火) 10:00 ~ 11:00 / 黒木支所 問い合わせ=リーベル ☎22・2610

なんでも人権相談 (法務局 ☎23・2603)

- 6月1日(水) 13:00 ~ 16:00 / 社会福祉会館、地域福祉センター(上陽)、ふじの里(黒木)、立花市民センター、そよかぜ(星野)、矢部公民館

行政相談 (総務課 ☎23・1111)

- 6月2日(木) 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館
- 6月14日(火) 13:30 ~ 16:00 / 地域福祉センター (上陽)
- 6月1日(水)、15日(水) 9:30 ~ 12:00 / ふじの里 (黒木)
- 6月6日(月) 13:30 ~ 16:00 / 立花市民センター 2階

司法書士相談 (社協 ☎23・0294)

- 6月10日(金) 13:30 ~ 16:00 / ふじの里 (黒木)
- 6月17日(金) 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館

心配ごと相談 (社協 ☎23・0294)

- 6月1日(水)、15日(水)、29日(水)、13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館
- 6月1日(水)、15日(水) 9:30 ~ 12:00 / ふじの里 (黒木)

- 6月8日(水)、22日(水) 13:30 ~ 16:00 / 地域福祉センター (上陽)
- 6月8日(水)、22日(水) 9:30 ~ 12:00 / かがやき (立花)

日本政策金融公庫相談会

- 6月3日(金) 13:00 ~ 15:00 / 八女商工会議所

定例税務相談会

- 6月13日(月) 10:00 ~ 15:00 / 八女商工会議所

経営支援相談会 予約

- 6月20日(月) 13:30 ~ 16:30 / 商工会議所 ※予約 ☎22・5161

補聴器の修理と相談 (福祉課 ☎23・1335)

- 6月21日(火) 13:00 ~ 14:30 / 八女市役所203会議室

- 6月9日(木) 9:00 ~ 10:00 / 地域福祉センター (上陽)

- 6月10日(金)、21日(火) 10:00 ~ 12:00 / ふじの里 (黒木)

- 6月21日(火) 10:00 ~ 12:00 / かがやき(立花)

- 6月9日(木) 11:00 ~ 12:00 / 矢部公民館

- 6月23日(木) 10:00 ~ 12:00 / 星野支所

年金相談 予約

久留米年金事務所のお客様相談室へ。予約をすれば待ち時間が少なくなります。※基礎年金番号をお知らせください。

- 月曜(休日の場合は翌日) 8:30 ~ 19:00 / 火 ~ 金 8:30 ~ 17:15 / 毎月第2土曜日 9:30 ~ 16:00 ※予約 (☎0942・33・6215)

家庭児童相談室 予約

- 平日 9:30 ~ 16:00 / 市役所内 ※予約 (☎23・1448)

こころの健康相談 予約

- 第1 ~ 第4月曜日 14:30 ~ 16:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 (八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2176

エイズ検査 予約 とエイズ電話相談

- 毎週月曜 14:00 ~ 15:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 (八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2812

弁護士多重債務・労働問題・DV被害相談

- 毎週火曜 13:30 ~ 16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎0942・30・0144

消費生活相談 (来訪または電話相談)

- 月 ~ 金曜 8:30 ~ 16:30 / 八女市役

所消費生活相談窓口 ☎23・1183

- 毎週水曜 9:00 ~ 16:00 / 黒木支所 第3相談室 ☎42・1111

消費生活無料法律相談 予約

- 6月21日(火) 13:00 ~ 16:00 / 八女市役所 消費生活相談窓口 ※予約 ☎23・1183

電話相談

教育相談

- 平日 9:00 ~ 17:00 / 八女市教育委員会 ☎0120・784・110

教育相談 予約

- 無休・24時間受付 / 南筑後教育事務所 ※予約 ☎0942・52・4949

養育費電話相談

- 平日 9:00 ~ 16:00 / 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター(春日) ☎092・584・3931

やめ女性ホットライン

- 平日 10:00 ~ 17:00 / ☎092・513・7337

交通事故相談

- 平日 9:15 ~ 17:00 / 日本損害保険協会 そんぼADRセンターナビダイヤル (☎0570・022808)

犯罪被害者相談電話(ミズ・リリーフ・ライン)

- 平日 9:00 ~ 17:45 / 県警察本部 (☎092・632・7830)

難病ホットライン

- 平日 8:30 ~ 17:15 / 南筑後保健福祉環境事務所 (☎0944・72・2610)

多重債務相談

- 平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 / 福岡財務支局 ☎092・411・7291

クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保相談

- 平日 18:00 ~ 20:00 / 福岡県青年司法書士協議会 (☎092・724・9505)

高齢者総合相談窓口 (平日 8:30 ~ 17:15)

【地域包括支援センター】

- 八女市地域包括(本所内) ☎23・1203
- 黒木地域包括(黒木支所内) ☎42・1119
- 立花地域包括(立花支所内) ☎24・8922
- 上陽地域包括(上陽支所内) ☎24・8315
- 矢部地域包括(矢部支所内) ☎24・9011
- 星野地域包括(星野支所内) ☎24・8212

6月に納めるもの

- 市県民税 (1期)
- 住宅使用料 (6月) ● 保育料 (6月)
- 水道料金・下水道使用料 (2期)
- 農業集落排水施設使用料 (2期)

納期限・口座振替日は6月30日(木)

※納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると延滞金が加算されることになります。※納付書をなくされた人は担当課へご連絡ください。

▼人口と世帯(4月30日現在)

人口	65,812	(-73)
男	30,966	(-30)
女	34,846	(-43)
世帯数	24,518	(+21)
※ () 内は前月比		

▼4月の異動

出生	27人	死亡	72人
転入	298人	転出	326人

▼4月の火災・救急の状況

火災出火件数	2件	(6件)
救急出動件数	265件	(1,091件)
救急搬送人数	256人	(1,054人)

▼4月の交通事故の状況

人身事故発生件数	34件	(152件)
傷者	50人	(217人)
死者	1人	(1人)

※ () 内は1月からの累計

おたんじょうびおめでとう

 <p>三角 瑠璃ちゃん H27年6月2日生(立野)</p> <p>とにかく可愛い瑠璃ちゃん 1歳おめでとう!大好きだよ♡</p>	 <p>中島 旭陽ちゃん H27年6月4日生(納楚)</p> <p>1歳おめでとう!たくさん 食べて元気いっぱい大き く育ってね!</p>	 <p>石橋 美音ちゃん H27年6月6日生(蒲原)</p> <p>1歳♡おめでとう!!これ からもかわいい笑顔でみん なを癒やしてね♡</p>	 <p>井上 橙哉ちゃん H27年6月6日生(津江)</p> <p>とつくんの1歳おめでとう♡ ♡兄弟なかよく元気いつば い大きくなってね!!</p>	 <p>堀下 実里ちゃん H27年6月11日生(本)</p> <p>祝1歳♡お姉ちゃん和仲良 く元気いっぱい育ってね。</p>	 <p>馬渡 心望ちゃん H27年6月14日生(長野)</p> <p>大きな声で元気いっぱい。 我が家のアイドル。いつも 笑顔で癒やされてるよ。</p>
 <p>古川 廉太郎ちゃん H27年6月15日生(岩崎)</p> <p>いつもニコニコ癒しのれん ちゃん!三兄弟たくましく 育ってネ♡♡</p>	 <p>堀江 徠愛ちゃん H27年6月17日生(蒲原)</p> <p>1歳おめでとう♡ニコニコ 笑顔のりりちゃんが大好き だよ♡大きくなあれ♡</p>	 <p>猪口 聡太郎ちゃん H27年6月18日生(立花町)</p> <p>これからもお姉ちゃんと 仲良く元気いっぱい大き く育ってね!</p>	 <p>蒲原 叶真ちゃん H27年6月18日生(岩崎)</p> <p>叶真くん1歳おめでとう♡ これからもたくさん遊んで 大きくなあれ。</p>	 <p>丸山 想真ちゃん H27年6月18日生(稲富)</p> <p>お誕生日おめでとう!甘え ん坊のそつくんの元気に大 きくなあれ♡</p>	 <p>森松 竜彦ちゃん H27年6月24日生(星野村)</p> <p>元気いっぱいひたつちや ん!!のひのひとたくましく 育ってね!!</p>
 <p>服部 陽斗ちゃん H27年6月25日生(忠見)</p> <p>太陽のような元気いつば いの笑顔の陽ちゃん♡大好き だよ♡</p>	 <p>井上 穂香ちゃん H27年6月27日生(本町)</p> <p>お誕生日おめでとう♡元気 いっぱい大きくなあれ!だ いすだよ♡</p>	 <p>横溝 弦之介ちゃん H27年6月27日生(矢部村)</p> <p>弦之介が笑うと私達は何倍 も笑顔になれるよ。☆1歳 おめでとう☆</p>	 <p>江頭 杏ちゃん H27年6月28日生(吉田)</p> <p>お姉ちゃんの真似っこをす るのが大好き!!これからも 仲良く元気に大きくなれ☆</p>	<p>満1歳のお子さまの写真を募集しています (ただし、市内に住民登録があるか実際に 住んでいる人に限る)。氏名・生年月日・ 住所・簡単なコメント(30字以内)を添 えて、誕生日前月の7日までに直接お持ち いただくか、郵送でお申し込みください。 応募多数の場合は先着順となります。</p> <p>●申し込み=秘書広報課秘書広報係 (☎23・1110)</p>	



益城町災害対策本部を訪問

益城町災害対策本部を訪問

大なる支援をいただきました。その
ご恩返しの意味でも、この時こそ私
たちが全力で被災された方々を支援
しなければなりません。復旧支援に
ついては、長期的な視点で支援の輪
を広げながら、市民の皆さんと一体
となって取り組んでまいりますので、
ご理解とご協力をよろしくお願いし
ます。(5月17日執筆)

三田村 統之

市長コラム③

「熊本地震 への支援」



「熊本地震」発生から一か月が経過しました。多くの尊い命が犠牲となり、住宅の損壊、その他のインフラなど、地震は地域に甚大な被害を及ぼしました。報道では、5月16日時点で今もなお1万人を超える方々が避難生活を余儀なくされている状況であり、地震で「日常」を奪われた被災者の悩みや悲しみを思うと本当に心が痛みます。▼地震発生以降、八女市ではいち早く募金活動、支援物資の収集・搬送に取り組みました。支援物資については、各種団体やボランティアの皆さんと連携し、これまでに熊本市、菊池市、南小国町、高森町、西原村などに送り届けています。▼人的支援については、4月22日から28日にかけて職員6名を益城町に派遣し人手が不足している避難所の運営支援を行い、また5月6日から12日にかけては罹災証明書発行に伴う家屋調査員として菊陽町に職員4名を派遣しました。私も4月24日に益城町災害対策本部を訪問し、西村博則町長から被害状況や現地での課題など、生の声をお聞きし、今後の支援について協議をさせていただいたところです。▼その他にも市営住宅への一時人居等による住宅支援、入浴施設の無料開放、小中学校への受け入れ、ごみ・し尿処理の協力等、これから被災地の状況を見ながら様々な形で、できる限りの支援を行ってまいります。▼八女市は平成24年の九州北部豪雨の際に全国から多

編集後記

▼散歩に出かけた宵の川辺を飛び交うホタルの光を見つけた。広報紙が皆様の元に届く頃には市内のあちこちでホタルの乱舞が楽しめることを期待しています。(T・S)

▼梅取穂の取材で、はるか平安時代から「申年の梅は健康に良い」と言い伝えられていることを知りました。今年も申年。八女産のおいしい梅を食べて暑い夏を乗り切ります!(K・E)

▼熊本県の営業部長兼しあわせ部長のくまモンさん。多くの子どもたちを笑顔にしてくれてありがとう。「広報やめ」も、くまモンさんを応援しています。(K・S)



～ あたらしい郷土づくり～

ふるさとの恵みを生かし
安心して心ゆたかに暮らせる
交流都市 八女

■編集・発行 八女市役所秘書広報課秘書広報係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943・23・1110 FAX 24・8083
■URL: <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>



※この広報紙は竹パルプ10%配合の環境に配慮した紙を使用しています

災害からあなたを守る防災ラジオ

八女市の防災情報はFM八女【80.1MHz】を通じて放送します。

